

4 合併後の暮らしはどうなるの？

合併の方式

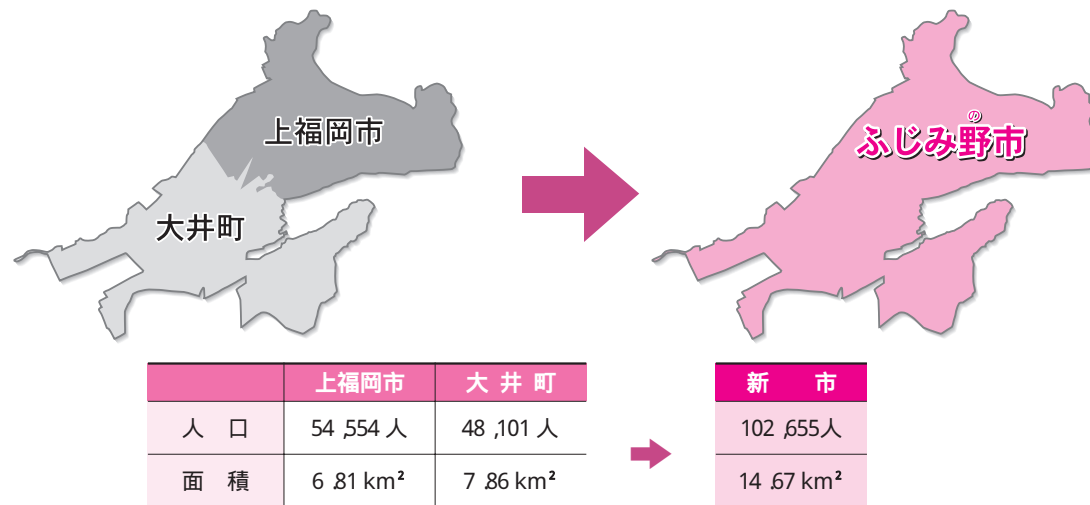
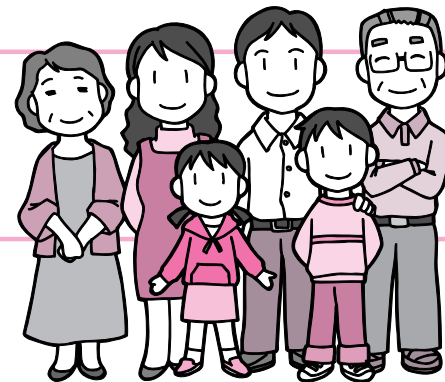
合併の方式は、新設合併(対等合併)です。

合併の期日

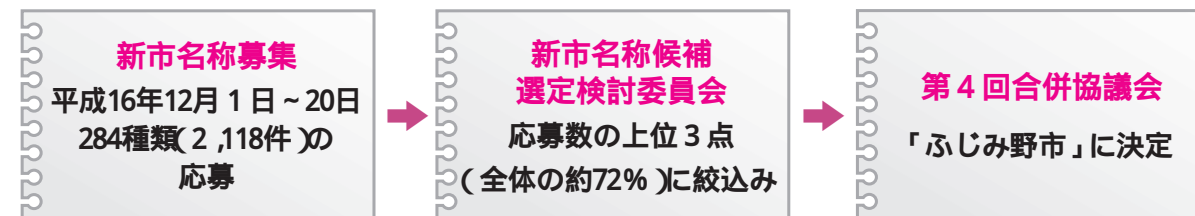
合併の期日は、平成17年10月1日です。

新市の名称

新市の名称は、「ふじみ野市」です。



ふじみ野市は、こうして決まりました。



新市の事務所の位置

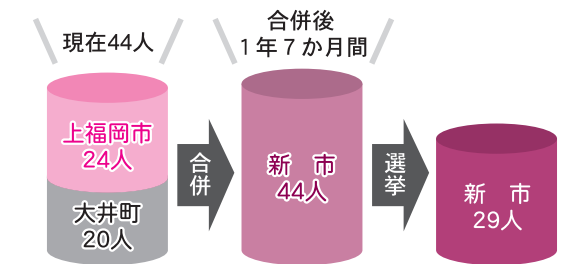
新市の事務所の位置は、当面、現在の上福岡市役所の位置とします。ただし、現在の上福岡市及び大井町の庁舎については同格とし、それぞれ上福岡庁舎、大井庁舎と呼称します。また、上福岡庁舎に管理機能を置くとともに、分野別機能は両庁舎に配置する総合支所方式とし、住民サービスの低下を招かないようにします。なお、上福岡駅西口にある上福岡市役所出張所については、現行のとおり出張所とします。

【総合支所】従来の市役所や町役場に準じた総合的な市民サービスを行う支所。

議員の定数及び任期

1市1町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律の規定を適用し、平成19年4月30日まで、引き続き新市の議会の議員として在任します。

合併後初めて行う選挙による議員の定数は、地方自治法の上限は34人ですが、5人削除して29人とするようになりました。



議員定数の現状

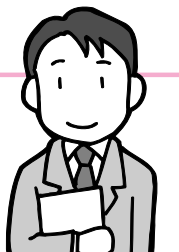
	上福岡市	大井町
法定数	30人	26人
条例定数	24人	21人
現員数	24人	20人
任期	H19.4.30	H19.4.30

地方自治法に定められている議員数

人口	議員法定数
5万人未満	26人
5万人以上10万人未満	30人
10万人以上20万人未満	34人
20万人以上30万人未満	38人
30万人以上50万人未満	46人

一般職の職員

上福岡市及び大井町の職員はすべて新市の職員として引き継ぎます。職員数については、新市において定員管理の適正化に努め、また、職名、給与等については合併時まで統一を図ります。



特別職の職員

現在の1市1町の市長・町長は、合併の日の前日に失職し、合併から50日以内に新市の市長選挙が行われます。それまでの間は、1市1町の市長・町長が協議して新市長の代理を務める職務執行者を定めます。

また、助役、収入役、教育長や行政委員会等については、すべて失職し、新市の市長が新たに選任します。

町・字名の取扱い

今までのとおりとします。ただし、同一又は類似の町・字名は、1市1町の長が協議して定めます。1市1町の名称から「大字」を除きます。

市・町名以外は今までどおり

町・字名	新市になった場合
上福岡市福岡1丁目	ふじみ野市福岡1丁目
人間郡大井町鶴ヶ岡1丁目	ふじみ野市鶴ヶ岡1丁目

住所を簡略化するための「大字」を除く

町・字名	新市になった場合
上福岡市大字駒林	ふじみ野市駒林
大井町大字大井	ふじみ野市大井

住 民 生 活

地 方 税

1市1町で違いのある都市計画税については、次のように調整します。

なお、個人・法人市町民税、固定資産税、軽自動車税、市町たばこ税、特別土地保有税の税金については、違いがないため今までのとおりとします。

科 目	上福岡市	大 井 町	新 市
都市計画税率（％）	0.25	0.3	0.25

使用料、手数料

使用料、手数料については、次のように調整します。



税務関係各種証明	今までのとおりとします。
住民票の写し 印鑑証明、戸籍の謄・抄本	今までのとおりとします。
社会教育・社会体育施設の使用料	当面今までのとおりとし、新市において調整します。減免等に違いがあるものは、合併時に統一します。
文化・コミュニティ施設及び福祉施設の使用料	当面今までのとおりとし、新市において施設の料金や減免基準等について調整します。
道路占用料	上福岡市の例により調整します。

上下水道

水道料金、下水道使用料は、上福岡市の例により調整します。

●水道料金の比較：2か月分（税込）

	上福岡市	大 井 町	新 市
口径20mmで 60m³使用した場合	6,100円	6,657円	6,100円

●下水道使用料の比較：2か月分（税込）

	上福岡市	大 井 町	新 市
60m³使用した場合	3,700円	3,759円	3,700円

国民健康保険

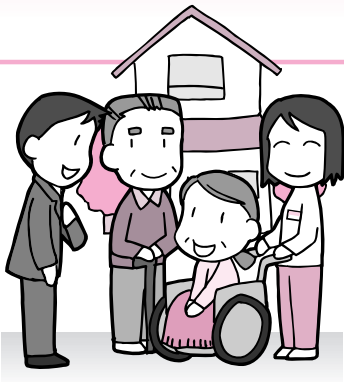
賦課方式、税率、限度額については、新市において統一することとし、それまでは現在の保険税となります。また、高額療養費資金貸付については、上福岡市の例により調整し、人間ドック補助、保養施設利用補助については、大井町の例により調整します。

	種 別	上福岡市	大 井 町
Ⅰ医療保険分Ⅰ 賦課方式 税 率	所得割	7.8%	6.9%
	資産割	33.0%	30.5%
	均等割	12,000円	16,900円
	平等割	12,000円	16,200円
Ⅱ介護保険分Ⅱ 40～64歳 に対して	限度額	50万円	52万円
	所得割	0.95%	0.70%
	均等割	10,000円	10,000円
	限度額	7万円	7万円

介護保険事業

65歳以上の方の保険料は、平成18年度の保険料改定年度に合わせて調整し、それまでは今までの保険料となります。

各種サービスは、今までのとおりとし、サービス利用料も負担増にならないように調整します。



清掃事業

清掃事業の取扱いについては、次のように調整します。

●ごみの収集方法（分別）

上福岡市	大 井 町	新 市
10種18分別	6種21分別	
①もえるごみ ②粗大ごみ ③もえないごみ ④有害ごみ...乾電池・蛍光灯・バッテリー ⑤容器包装以外のプラスチック類 ⑥かん ⑦びん ⑧ペットボトル ⑨古紙類...新聞紙・チラシ・雑誌類 ⑩容器包装プラスチック類	①可燃物 ②粗大ごみ ③不燃物 ④有害ごみ ⑤資源ごみ...新聞紙・雑誌類・ダンボール 紙パック・布類・生びん 透明びん・茶色びん その他びん・アルミ缶 スチール缶・その他缶 ペットボトル・トレイ（白色のみ） 発泡スチロール ⑥プラスチック類...やわらかいもの かたいもの	収集方法（分別）や収集回数は、当面今までのとおりとし、新市において作成する一般廃棄物処理計画に基づき調整します。

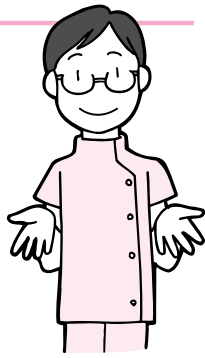
●ごみの処理・処分手数料

	上福岡市	大 井 町	新 市
一 般 ご み	無 料	40kg未満無料 40kg以上は120円 と1kg当たり3円の合計額	上福岡市の例により調整
事 業 系 ご み	10kg当たり100円	20kgまで200円 20kg増すごとに200円	

保健事業

保健事業については、次のように調整します。

乳幼児医療費助成 ひとり親家庭等医療費助成	今までのとおりとします。	保健施設	現行のまま新市に引き継ぎ、新市において整備・運営計画を策定します。
成人保健事業 精神保健事業 母子保健事業 予防接種	今までのとおりとします。	休日急患診療 在宅当番医制度	受託団体と調整の上、現行の内容を基本に新市に引き継ぎます。

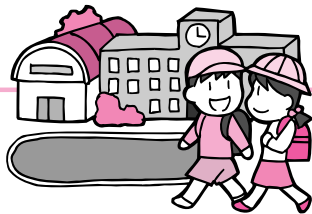


教育

学校教育

通学区については、当面今までのとおりとします。児童生徒の変化に応じ、新市において、小中学校の適正規模、適正配置と併せて、通学区の見直しを検討します。

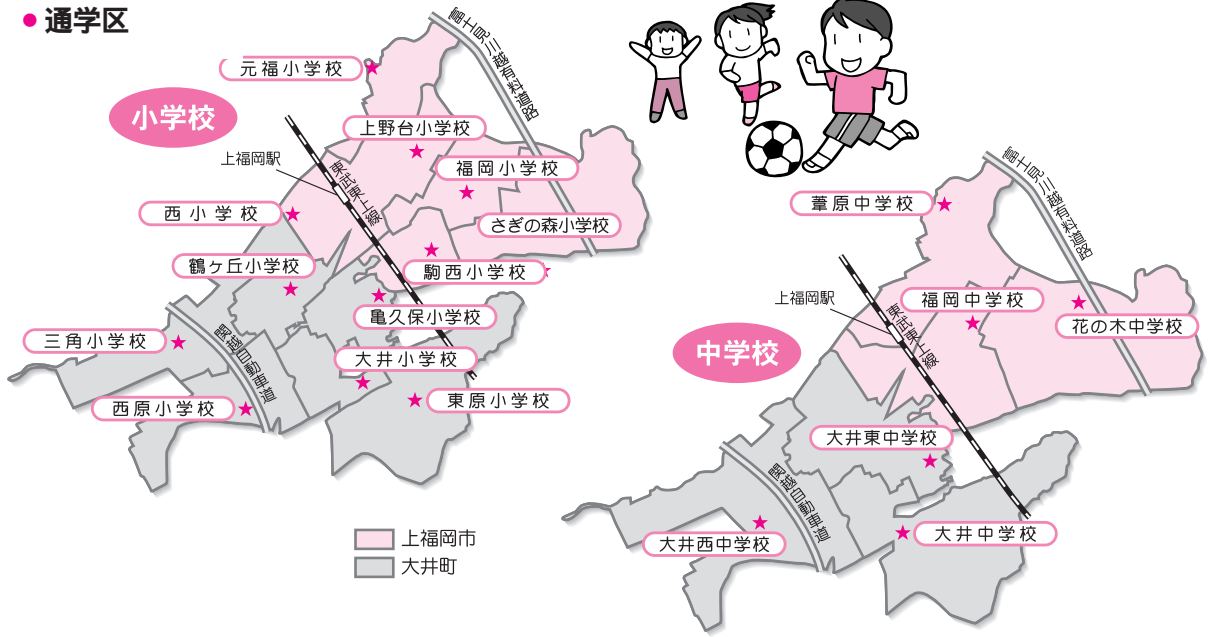
また、学校給食は、会計方法、給食費とも上福岡市の例により調整します。



		上福岡市	大井町
小学校	学校数	6校	6校
	児童数	2,657人	3,290人
中学校	学校数	3校	3校
	生徒数	1,152人	1,235人

		上福岡市	大井町
学校給食	運営	センター方式 (日4,075食)	センター方式 (日4,517食)
	給食費 1食当たり	小学校 228円 月額3,850円	230円 月額3,900円
	中学校	267円 月額4,500円	266円 月額4,500円

通学区



社会教育

社会教育事業については、次のように調整します。

生涯学習計画	新市において新たに策定します。
社会教育施設 社会体育施設	新市に引き継ぎ、業務については、当面は今までのとおりとします。
社会教育事業 社会体育事業	当面は今までのとおりとします。

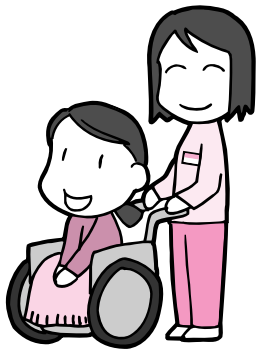
指定文化財等	新市に引き継ぎます。
社会教育委員 公民館運営審議会 図書館協議会 文化財審議会 体育指導委員	新市において新たに設置します。

福祉

障害者福祉

障害者福祉事業については、次のように調整します。

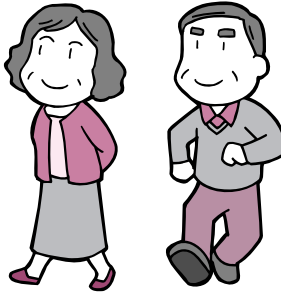
障害者福祉計画	新市において新たに策定します。
重度心身障害者医療費助成	県の制度であるため、今までのとおりとします。
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過福祉手当	国の制度であるため、今までのとおりとします。
在宅重度心身障害者手当	合併時までに統一します。
障害者施設	現行のまま新市に引き継ぎます。
各種障害者支援事業	現行制度を基本として、合併時までに統一します。
障害者の就労支援事業	新市においても引き続き実施します。



高齢者福祉

高齢者福祉事業については、次のように調整します。

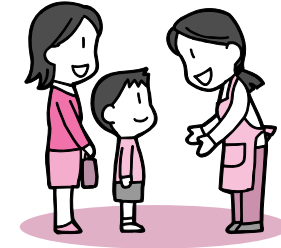
高齢者福祉計画	新市において新たに策定します。
老人保健施設	現行のまま新市に引き継ぎます。
一人暮らし老人 ねたきり老人 その他老人支援サービス	共通する事業は、継続して実施します。違いがある事業は、合併時に統一します。
敬老祝金 敬老事業	合併時までに統一します。
老人医療費助成	両市町で大きな差があるため、調整した上で、合併時までに統一します。
高齢者居室整備事業	上福岡市の例により調整します。
生きがいサービス事業	現行サービスを維持する方向で合併時までに調整します。



児童福祉

児童福祉事業については、次のように調整します。

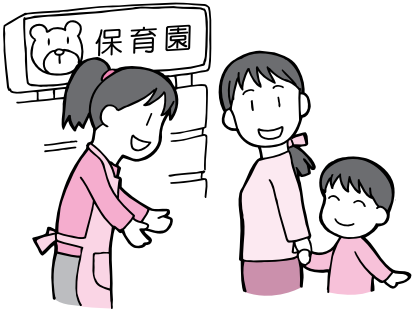
次世代育成行動計画	新市において新たに策定します。
児童手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当	国・県の制度であるため、今までのとおりとします。
児童クラブ 学童保育室	現行のまま新市に引き継ぎますが、保育料、対象学年、運営等について、調整を図ります。
ひとり親家庭就学支度金	上福岡市の例により調整します。



保 育

保育料は、国の保育料基準表を参考に適正な料金を算出し、負担増にならないよう新市において統一します。

現 況		上福岡市	大 井 町
保育所	公 立	5 か所	4 か所
保育料 3 歳児 1 人目	住民税 均等割のみ	4,490円	4,370円
	所得税 12～15万円	19,730円	24,320円
保育料最高額 3 歳児 1 人目		26,360円	25,610円
		(所得税42万円以上)	(所得税35万円以上)



● その他の主な項目は次のように調整します。

保育料減免規定	今までのとおりとします。
一時保育及び延長保育	保育時間、保育料等について、新市において調整します。
待機児童	新市において、幼稚園との連携等の検討を行い、改善を図ります。

生活保護事業

給付については、法律で定められているので、今までのとおりとします。
福祉事務所の新規設置と職員の配置について検討し、調整します。

そ の 他

条例・規則

条例、規則については、各調整項目の調整方針に基づき統一し整備します。

慣行の取扱い

市・町章、憲章、花木鳥などの慣行については、新市において検討するものとします。



	上福岡市	大 井 町
市町章		
花	コスモス	ききょう
木	キンモクセイ	もくせい
鳥	シジュウカラ	おなが

財産及び公の施設

1市1町が所有する財産や公の施設は、すべて新市に引き継ぎます。

● 主な財産の現状（平成16年3月31日現在）

		上福岡市	大 井 町
行政財産(㎡)	土 地	380,395	311,066
	建 物	103,987	79,178
普通財産(㎡)	土 地	47,236	28,632
	建 物	7,139	2,863

【行政財産】庁舎、出張所、ごみ処理施設、小中学校、
保育所、資料館、公民館等
【普通財産】行政財産以外の公有財産

補助金、交付金等

補助金、交付金等については、次のように調整します。

1市1町で同一又は同種の補助金	関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で検討します。
1市1町の独自の補助金	新市に移行後、新市全体の均衡を保つように調整します。
1市1町で整理統合できる補助金	新市に移行後、統合できるよう調整します。

農業委員会委員

農業委員会は合併時に統合し、1市1町の農業委員会の選挙による委員であったものは、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任します。

● 農業委員会の定数の現状

	上福岡市	大 井 町
定 数	16人	15人
選挙委員	10人	10人
任 期	H17.7.19	H17.7.19

行政連絡機構

行政連絡機構については、次のように調整します。

項 目	上福岡市	大 井 町	新 市
名 称	上福岡市自治会連合会	大井町町会連合会	当面今までのとおりとし、合併後に町会・自治会等住民組織と協議します。
自治会数	28自治会・町内会	25町会	

公共的団体等

公共的団体等については、次のように調整します。

社会福祉協議会 シルバー人材センター 商工会など	・共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めます。 ・実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めます。 ・統合に時間を要する団体は、当面今までのとおりとし、10年をめどに統合するよう調整に努めます。
--------------------------------	---